

令和7年度

荷主企業四日市港利用支援事業補助金

新規事業補助金

新規利用分

1TEU(20F'+コンテナ1本)あたり

1TEUあたり

最大5万円

基本額10,000円

昨年度比5,000円アップ!



加算額最大40,000円

特定地域、特定国の要件を大きく見直しました!

加算項目の詳細は裏面をご確認ください。

対象:四日市港でコンテナ貨物※1を1TEU以上、新規に※2利用する荷主企業

上限額:内貿・外貿それぞれ**上限300万円**

期間:最長で連続3年度間申請可能(令和7年度～令和9年度)

※1「コンテナ貨物」とは、実入りコンテナ貨物(小口混載貨物は除く。)のことをいいます。

※2「新規」とは、下記①及び②に該当する場合をいいます。

① 令和6年4月1日～令和7年2月21日において、四日市港におけるコンテナ貨物の取扱いがないこと。

(令和7年2月22日～3月31日の期間に取扱いがあっても、令和7年度は新規事業(1年目)の対象となります。)

② 過去3年度(令和4年度～令和6年度)に新規事業補助金・継続事業補助金の交付を受けていないこと。

加算項目の詳細は裏面をご確認ください。

継続事業補助金

上限額300万円

～補助金交付条件～

取扱量400TEU未満の荷主→前年度比10%増

取扱量400TEU以上の荷主→前年度比40TEU増



交付条件達成で、増加分1TEUあたり

基本額10,000円

昨年度比5,000円アップ!

対象:四日市港を既に利用している荷主企業

上限額:内貿・外貿それぞれ上限300万円

エントリー期間:令和7年4月1日から令和8年2月20日または予算の財源がなくなるまで

補助対象期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

申請に必要な書類等詳細は、四日市港管理組合HPに掲載しています。

https://www.yokkaichi-port.or.jp/b_auxiliary.html またはQRコードから →→→



お申込み・お問い合わせ先

四日市港管理組合 経営企画部 振興課

TEL: 059-366-7023

Mail: kouro@yokkaichi-port.or.jp

新規事業補助金 加算項目

基本額10,000円/TEUに加えて、下記①～④の該当項目分を加算します。

①特定地域

対象地域を拡大!

加算額 10,000円/TEU

昨年度比5,000円アップ!

四日市港利用優位圏 (詳細は四日市港管理組合HPをご確認ください。)

- ※ 四日市港利用優位圏は、四日市港及び近隣港湾(名古屋港、大阪港)までの距離、時間、運賃、高速料金等を基に、コンテナ貨物の陸上輸送にかかるコストを計算し、陸上輸送コストで四日市港の利用が有利になる地域で、四日市港管理組合が独自に調査し、設定しています。
- ※ 輸出及び移出コンテナ貨物の場合は、生産地又はバンニングを行う施設、輸入及び移入コンテナ貨物の場合は、保管、仕分け、生産、加工等に使われる場所又はデバンニングを行う施設の所在地を基準とします。

【四日市港管理組合HP】
「四日市港補助金」で
検索またはQRコードから



②特定国 地中海諸国、東南アジア、南アジアを追加!

加算額 10,000円/TEU

昨年度比5,000円アップ!

米州諸国(※1)、欧州諸国(※2)、地中海諸国(※3)、東南アジア諸国(※4)、南アジア諸国(※5)、オセアニア諸国(※6)、中国の一部地域(※7)が仕向国または仕出国

※1 米州機構(Organization of American States)に加盟しているすべての国

※2 アイスランド、アイルランド、アルバニア共和国、イタリア共和国、ウクライナ、英国、エストニア共和国、オランダ王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、ジョージア、スウェーデン王国、スペイン王国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦

※3 トルコ共和国、アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、チュニジア共和国、モロッコ王国、リビア国、イスラエル国、シリア・アラブ共和国、パレスチナ、レバノン共和国

※4 インドネシア共和国、カンボジア王国、シンガポール共和国、タイ王国、東ティモール民主共和国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国

※5 インド共和国、スリランカ民主社会主義共和国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、モルディブ共和国

※6 オーストラリア連邦、ニュージーランド

※7 遼寧省、天津市、河北省、上海市、江蘇省、浙江省、山東省

③特殊コンテナ貨物

加算額 10,000円/TEU

昨年度比5,000円アップ!

リーファーコンテナ貨物(CAコンテナ含む)、オープントップコンテナ貨物、フラットラックコンテナ貨物

④三重県産農林水産物・食品(県産品)の輸出

加算額 10,000円/TEU

昨年度比5,000円アップ!

上記①～④すべてに該当すると、
基本額10,000円/TEUと合わせて、

最大5万円/TEU